

裁判所と人権保障



公共の学びを深めるところ Think ● …考えるコーナー(5分～10分) / Work ☞ …作業するコーナー(10分～20分)

(i) 司法権の独立

- **司法権の独立**…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。
裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では**特別裁判所**の設置を禁止

①**裁判官の職権の独立**(第76条3項): 裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外!

例: [1] (1891)

日本人がロシア皇太子を襲撃した事件の際に、法律以上の判決を与えるよう政府が圧力を掛けた。しかし、大審院長の**児島惟謙**は、圧力に屈せず、法律の通りに正しい判決を下した。

②**規則制定権**(第77条): 訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ

③**裁判官の身分保障**: **特例**を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

- (i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合
- (ii) 国会が設置する[2]で、罷免の判決を受けた場合
- (iii) 国民による[3]によって多数が罷免とした場合(最高裁判所裁判官のみ)

(ii) 裁判所と三審制

■ 裁判所の種類

- ・ [4] …日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官+14名の裁判官で構成
- ・ **下級裁判所**
 - 高等裁判所**: 全国に8カ所あり、控訴・抗告審を扱う
 - 地方裁判所**: 各都道府県+北海道4カ所の計50カ所
 - [5] 裁判所: 家事事件や少年事件などを扱う
 - [6] 裁判所: 罰金140万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う
- ・ [7]]: 国民の権利保障を確実にするために、3回まで裁判を受けることができる制度
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し(上訴)を求めることが可能。
- ・ [8]]: 証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、
裁判のやり直しができる制度 ⇒ [9]]の防止

comment

■ **裁判の種類**★ ～名誉毀損に関する実際の裁判例をみながら裁判制度について学んでみよう。～

事件簿1 アンガールズ山根 名誉毀損被害訴訟

【事件内容】お笑いコンビ「アンガールズ」の山根良顕（36）に対する強姦容疑の告訴状をネット掲示板に掲載したとして、**名誉毀損罪に問われた**河本順子被告（34）に対し大阪地裁は、**懲役1年2月、執行猶予3年**の判決を言い渡した。判決理由で裁判官は「2人のメールのやりとりなどから、虚偽の内容で名誉を傷つけた事実は認めるほかない」と述べ、刑事責任は免れないとした。（第一審：大阪地裁）

事件簿2 橋本徹 週刊文春訴訟

【事件内容】風俗店で性的接待を受けたとする週刊文春の記事で名誉を傷つけられたとして、橋下徹前大阪市長が発行元の文芸春秋に **1100万円の損害賠償**を求めた訴訟の**控訴審**判決があった。裁判長は、名誉毀損を認定して220万円の支払いを命じた1審判決を支持、それぞれの控訴を棄却した。判決理由で裁判長は女性について「客観的な裏付けなし」と指摘し、真実と認められないと判断。（第一審：大阪地裁→第二審：大阪高裁）

- ・ [10]]=被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判(事件簿1のような裁判)
- ・ [11]]=財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判(事件簿2のような裁判)
和解という形で終了、簡単な手続きである調停によって解決
- ・ [12]]=政府や地方公共団体が行う行政行為についての裁判

★ **刑事裁判と民事裁判の違い**

刑事

民事

(iii) **違憲審査制**

違憲審査制…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断するしくみ
特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして^[13]]と呼ばれる

+a これまで最高裁で違憲判決がでた主な判例

日本では、過去に最高裁違憲判決が出たものは
そう多くない。覚えておいて損は無い！

①尊属殺人重罰規定(1973)

争点 刑法200条が「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。

結論 この規定を違憲として、1995年に刑法200条は削除

②薬事法距離制限規定(1975)

争点 薬事法が「憲法22条 職業選択の自由」を奪っていないか。

結論 この規定を違憲として、1975年に距離制限規定を削除。

③衆議院議員定数不均衡(1976)(1985)

争点 公職選挙法の定数が不均衡であり、「憲法14条 法の下平等」「憲法44条 選挙人資格の平等」に違反していないか。

⑤愛媛玉ぐし料違憲訴訟(1997)

争点 愛媛県が靖国神社への玉ぐし料を公費から負担した件は第20条の政教分離の原則に違反していないか。

結論 この行為を特定宗教への援助として、違憲判決。

⑦在外邦人選挙権制限規定(2005)

争点 在外邦人の選挙権を限定することは、「憲法15条 普通選挙保障」「憲法44条 選挙人資格の平等」などに違反していないか。

結論 この規定を違憲として、2007年に国会改正→2007年施行。

⑩女性の再婚禁止期間(2015)

争点 女性は離婚後に再婚できない期間があると定めた民法が「14条 法の下平等」「24条 両性の本質的平等」に反していないか。

結論 規定を違憲として、2016年に国会改正→再婚禁止期間を短縮

裁判所と人権保障



公共の学びを深めるところ Think ● …考えるコーナー(5分~10分) / Work ☞ …作業するコーナー(10分~20分)

(i) 司法権の独立

- **司法権の独立**…司法権は公正でなければならず、他の干渉を受けないようにする規則がいくつかある。
裁判所のみが司法権を持てるよう、日本国憲法下では**特別裁判所**の設置を禁止

①**裁判官の職権の独立**(第76条3項): 裁判官は良心に従い、憲法・法律にのみ拘束=その他の圧力は除外!

例: [1 **大津事件**] (1891)

日本人がロシア皇太子を襲撃した事件の際に、法律以上の判決を与えるよう政府が圧力を掛けた。しかし、大審院長の**児島惟謙**は、圧力に屈せず、法律の通りに正しい判決を下した。

②**規則制定権** (第77条): 訴訟に関する手続きなどを定める権利を持つ

③**裁判官の身分保障**: **特例**を除きクビにならない、相当額の報酬と身分が保障される



★定年以外で裁判官が罷免されるパターン

- (i) 心身の故障のため、職務をおこなうことができないとされた場合
- (ii) 国会が設置する[2 **弾劾裁判所**]で、罷免の判決を受けた場合
- (iii) 国民による[3 **国民審査**]によって多数が罷免とした場合 (最高裁判所裁判官のみ)

(ii) 裁判所と三審制

■ 裁判所の種類

- ・ [4 **最高裁判所**] …日本に一つだけある裁判所。天皇が任命する長官+14名の裁判官で構成
- ・ **下級裁判所**
 - 高等裁判所**: 全国に8カ所あり、控訴・抗告審を扱う
 - 地方裁判所**: 各都道府県+北海道4カ所の計50カ所
 - [5 **家庭**] 裁判所: 家事事件や少年事件などを扱う
 - [6 **簡易**] 裁判所: 罰金140万円以下の請求や罰金以下の刑にあたる第一審を扱う
- ・ [7 **三審制**]: 国民の権利保障を確実にするために、3回まで裁判を受けることができる制度
判決に不服があれば、上級裁判所にやり直し(上訴)を求めることが可能。
- ・ [8 **再審(制度)**]: 証拠が虚偽のものであったり、新しい事実が判明したりした場合、
裁判のやり直しができる制度 ⇒ [9 **冤罪**] の防止

comment

■ **裁判の種類**★ ～名誉毀損に関する実際の裁判例をみながら裁判制度について学んでみよう。～

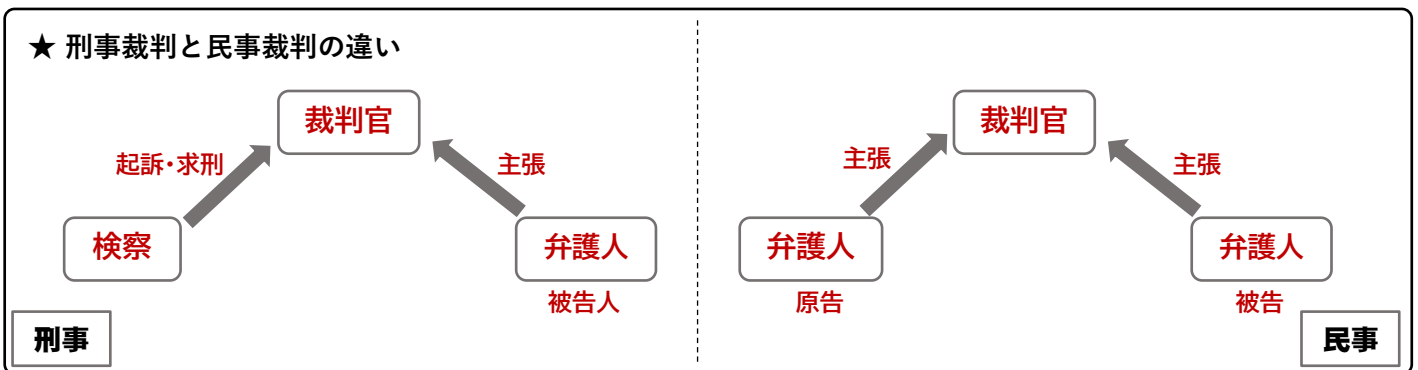
事件簿1 アンガールズ山根 名誉毀損被害訴訟

【事件内容】お笑いコンビ「アンガールズ」の山根良顕（36）に対する強姦容疑の告訴状をネット掲示板に掲載したとして、**名誉毀損罪に問われた**河本順子被告（34）に対し大阪地裁は、**懲役1年2月、執行猶予3年**の判決を言い渡した。判決理由で裁判官は「2人のメールのやりとりなどから、虚偽の内容で名誉を傷つけた事実は認めるほかない」と述べ、刑事責任は免れないとした。（第一審：大阪地裁）

事件簿2 橋本徹 週刊文春訴訟

【事件内容】風俗店で性的接待を受けたとする週刊文春の記事で名誉を傷つけられたとして、橋下徹前大阪市長が発行元の文芸春秋に **1100万円の損害賠償**を求めた訴訟の**控訴審**判決があった。裁判長は、名誉毀損を認定して220万円の支払いを命じた1審判決を支持、それぞれの控訴を棄却した。判決理由で裁判長は女性について「客観的な裏付けなし」と指摘し、真実と認められないと判断。（第一審：大阪地裁→第二審：大阪高裁）

- ・ [10 **刑事裁判**] = 被告人の有罪・無罪、有罪なら量刑を決定する裁判(事件簿1のような裁判)
- ・ [11 **民事裁判**] = 財産や身分に関する権利・義務についての争いを裁く裁判(事件簿2のような裁判)
和解という形で終了、簡単な手続きである調停によって解決
- ・ [12 **行政裁判**] = 政府や地方公共団体が行う行政行為についての裁判



(iii) 違憲審査制

違憲審査制…裁判所が裁判を通して一切の法律・命令・規則などが憲法に反していないかを判断するしくみ
特に、最高裁判所は最終的な判断を下す場所であるとして[13 **憲法の番人**]と呼ばれる

+a これまで最高裁で違憲判決がでた主な判例

日本では、過去に最高裁違憲判決が出たものはそう多くない。覚えておいて損は無い！

① 尊属殺人重罰規定(1973)

争点 刑法200条が「憲法14条 法の下平等」に違反していないか。
結論 この規定を違憲として、1995年に刑法200条は削除

② 薬事法距離制限規定(1975)

争点 薬事法が「憲法22条 職業選択の自由」を奪っていないか。
結論 この規定を違憲として、1975年に距離制限規定を削除。

③ 衆議院議員定数不均衡(1976)(1985)

争点 公職選挙法の定数が不均衡であり、「憲法14条 法の下平等」「憲法44条 選挙人資格の平等」に違反していないか。

⑤ 愛媛県が靖国神社への玉ぐし料を公費から負担した件は

争点 愛媛県が靖国神社への玉ぐし料を公費から負担した件は第20条の政教分離の原則に違反していないか。
結論 この行為を特定宗教への援助として、違憲判決。

⑦ 在外邦人選挙権制限規定(2005)

争点 在外邦人の選挙権を限定することは、「憲法15条 普通選挙保障」「憲法44条 選挙人資格の平等」などに違反していないか。
結論 この規定を違憲として、2007年に国会改正→2007年施行。

⑩ 女性の再婚禁止期間(2015)

争点 女性は離婚後に再婚できない期間があると定めた民法が「14条 法の下平等」「24条 両性の本質的平等」に反していないか。
結論 規定を違憲として、2016年に国会改正→再婚禁止期間を短縮